

あさひ地域クラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「あさひ地域クラブ」と称する。

(目的)

第2条 あさひ地域クラブは、旭市の子どもたちが将来にわたり、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保及び持続可能で多様な地域スポーツ・文化芸術活動の環境を整えることを目的とする。

(用語等の定義)

第3条 あさひ地域クラブに係る用語を、次の各号のように定義する。

- (1)あさひ地域クラブ(Asahi Community Club):旭市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が運営又は認定する地域クラブ(以下「ACC」という。)
- (2)直営クラブ:ACCのうち、教育委員会が直接運営するクラブ
- (3)認定クラブ:中学生を対象にスポーツ・文化芸術活動を行っている団体で、教育委員会の認定を受けて、ACCに登録しているクラブ
- (4)運営団体:直営クラブにあつては教育委員会(第10条の規定により委託をしている場合はその委託を受けた者)をいい、認定クラブにあつては当該クラブを運営する団体
- (5)参加者:ACCに入会した者
- (6)休日:旭市の休日に関する条例(平成17年旭市条例第2号)第1条で規定する日
- (7)平日:休日以外の日

(活動)

第4条 ACCの活動は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月 文部科学省)」及び「旭市学校部活動及び地域クラブ活動に関するガイドライン(令和7年10月 旭市教育委員会。以下「ガイドライン」という。)」に基づいて行うものとする。

(活動場所)

第5条 ACCは、活動場所をその管理者の承諾なく、活動目的以外に使用して

はならない。

- 2 ACCが市内中学校の施設（以下「学校施設」という。）を優先的に利用できる時間は、休日の午前9時から午後6時までとする。学校施設以外の施設における優先的な利用は認めない。
- 3 直営クラブの活動場所は、原則として学校施設とする。
- 4 認定クラブの活動場所は、各クラブが独自に確保するものとする。
- 5 学校施設を利用するACC及び参加者は、学校施設を利用する際は、当該施設を管理する学校長及び教育委員会の指示に従わなければならない。
- 6 ACCの指導者は、学校施設の利用時に事故が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 7 ACC及び参加者は、学校施設を現状のまま利用するものとする。ただし、利用後は速やかに原状に復さなければならない。

（活動時間）

第6条 ACCの活動時間及び休養日は、ガイドラインの規定を遵守しなければならない。

- 2 直営クラブの活動は、当面の間休日のみとし、月12時間の活動を基本とする。
- 3 1日の上限時間は3時間とし、やむを得ない事情により超過して活動した場合は、休養日を振り替えるなど、速やかに活動時間を調整しなければならない。

（活動の中止）

第7条 ACCの活動は、次に掲げる事由に該当するときは、予定する活動を中止することができる。

- (1) 気象及び災害等（感染症の感染拡大を含む。）により、正常な活動が不可能であると認められるとき。
 - (2) 活動を予定する施設又は設備が使用できないとき。
 - (3) 緊急又は不測の事態により、指導者が活動に従事することができないとき。
 - (4) その他教育委員会が活動を中止する必要があると認めるとき。
- 2 活動前における中止の判断は各クラブの指導者が行うものとし、教育委員会が指定する電子申請システム又は電子メール等（以下「電磁的方法」という。）により、事前に参加者及び保護者に連絡する。

第2章 組織

(構成)

第8条 ACCは直営クラブ及び認定クラブで構成し、事務局は教育委員会生涯学習課とする。

(事務)

第9条 教育委員会は、ACCの運営に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1)直営クラブ、認定クラブの運営管理に関すること。
- (2)直営クラブ、認定クラブの活動管理に関すること。
- (3)直営クラブ、認定クラブの広報・募集に関すること。
- (4)直営クラブ、認定クラブの学校や行政との連携に関すること。
- (5)直営クラブ、認定クラブの安全管理に関すること。
- (6)直営クラブの指導者・参加者及び会計の管理に関すること。

(委託)

第10条 教育委員会は、前条各号に規定する業務の全部又は一部を外部に委託することができる。

(種目)

第11条 直営クラブは、陸上競技、軟式野球、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、体操競技、卓球、柔道、剣道、サッカー、ソフトボール、バドミントン、吹奏楽の13種目を設置する。ただし、登録人数やその他の事情により、設置する種目を増減することができる。

2 認定クラブの種目は制限しない。

(認定クラブの認定)

第12条 認定クラブの認定基準については、教育委員会が別に定めるものとする。

第3章 指導者

(指導者の責務)

第13条 ACCの指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。また、競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、参加者同士や参加者とコーチ等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

(指導者の要件)

第14条 ACCの指導者は、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 青少年健全育成に対する熱意を有し、スポーツ・文化活動に専門的な知識や技能を有する者であること。
 - (2) 安全管理や暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為について、教育委員会が定める研修を受講した者であること。
 - (3) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加者同士のこうした行為も許さないことを誓約した者であること。
 - (4) 以下のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者
- 2 専門的な指導を行うことが望ましいことから、資格の取得を推奨する。
- 3 直営クラブの指導者は報酬が発生することから、18歳以上（高校生を除く。）の者とする。
- 4 認定クラブの指導者の要件は、各クラブが定めるものとする。

(直営クラブの指導者登録)

第15条 直営クラブの指導を希望する者は、電磁的方法により直営クラブ指導者の登録をし、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は書面により登録することができる。

(参加者の管理)

- 第16条 直営クラブの指導者及び認定クラブは、参加者の行動を管理統括する。
- 2 直営クラブの指導者及び認定クラブは、クラブ活動に係る事故が発生した場合は、参加者の安全確保を最優先に、ガイドラインを遵守した対応をしなければならない。

(指導者の報酬)

第17条 直営クラブの指導者の報酬は、1回あたり4,800円（時給1,6

00円)とし、交通費は支給しない。

2 認定クラブの指導者の報酬は、各クラブが定めるものとする。

(指導者の遵守事項)

第18条 ACCの指導者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1)ACCの目的達成を妨げる行為及び公序良俗に反する行為を行わない。

(2)反社会的勢力に属する者との取引や交際等をしないこと。

(3)人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする個人、集団に対する差別を行わないこと。

(4)指導者の地位を利用して、宗教又は政治活動を行わないこと。

(5)ACCの活動において、営利・売名等を目的とした活動を行わないこと。

(6)暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等、参加者の心身の健康を損なう行為を行わないこと。

(休止)

第19条 月単位で、直営クラブの指導の休止を希望する者は、休止日の2か月前までに電磁的方法により申請しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は書面により申請することができる。

2 前項の規定により、指導を休止している指導者が、指導を再開しようとするときは、電磁的方法により申請しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は書面により申請することができる。

3 認定クラブの指導者が、指導を休止しようとするときは、各クラブが定める方法により休止の手続きを行うものとする。

(脱退及び取消)

第20条 直営クラブの指導者がACCを脱退しようとするときは、脱退日の2か月前までに電磁的方法により脱退しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は書面により脱退することができる。

2 教育委員会は、直営クラブの指導者が本規約、関係法令及び関係例規等に違反するとき、その他不適格と認められる事実が発生したときは、当該指導者の登録を取り消すことができ、当該事実を教育委員会で情報共有する等、再発防止に努める。

第4章 参加者

(入会)

第21条 直営クラブに入会できる者は、市内に住所を有する又は市内の学校に在学する中学生で、保護者の同意を得た者とする。ただし、教育委員会が認める場合はこの限りでない。

2 認定クラブに入会できる者は、各クラブが定めるものとする。

3 直営クラブに入会を希望する者は、電磁的方法により申請しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は書面により申請することができる。

4 認定クラブに入会を希望する者は、各クラブが定める方法により入会の手続きを行うものとする。

(参加者の遵守事項)

第22条 参加者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1)指導者の指示に従うとともに、欠席や遅刻がないよう努めること。

(2)発熱やその他の体調不良があった場合には、当日の活動に参加しないこと。

(3)欠席する場合は、電磁的方法により、事前に指導者に連絡すること。

(4)指導者との連絡は、電磁的方法を使用すること。

(5)活動中に怪我や事故、体調不良等があった場合は、直ちに指導者に申し出ること。

(6)活動場所への交通手段として自転車を使用する場合は、ヘルメットの着用、道路交通法等の法令を遵守するとともに、事故がないように十分留意すること。

(7)学校部活動と同様、ACCの活動に参加する場合は、活動に不要な物品を持ち込まないこと。

(休会)

第23条 月単位で、直営クラブの休会を希望する者は、保護者の同意を得て、休会する月の前月20日までに電磁的方法により申請しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は書面により申請することができる。

2 前項の規定により、活動を休会している参加者が、活動を再開しようとするときは、保護者の同意を得て、電磁的方法により申請しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は書面により申請することができる。

3 認定クラブの参加者が、休会しようとするときは、各クラブが定める方法により休会の手続きを行うものとする。

(退会)

第24条 直営クラブの参加者が、退会しようとするときは、保護者の同意を得て、退会する月の前月20日までに電磁的方法により申請しなければならない。

- い。ただし、教育委員会が認める場合は書面により申請することができる。
- 2 教育委員会は、直営クラブの参加者が、本規約、関係法令及び関係例規等に違反するとき、その他不適格と認められる事実が発生したときは、当該参加者を退会させることができる。
 - 3 認定クラブの参加者が、退会しようとするときは、各クラブが定める方法により退会の手続きを行うものとする。

第5章 保護者

(運営の協力)

第25条 参加者の保護者は、ACCの目的を理解し、ACCの発展と参加者の健全な育成に協力しなければならない。

(指導の一任)

第26条 参加者の保護者は、活動中の指導及び運営等の一切を指導者に一任することに同意する。

- 2 保護者は、ACCの指導者に暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の疑義が生じた場合、教育委員会に調査の申し立てをすることができる。

第6章 会計

(会計年度及び会計の確認等)

第27条 ACCの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 教育委員会は、毎会計年度終了後、速やかに直営クラブの会計状況を確認するものとする。
- 3 教育委員会は、毎会計年度終了後その他必要があると認めるときは、認定クラブに対し会計状況の報告を求めることができる。

(参加費)

第28条 直営クラブの参加費は、1つのクラブにつき月会費3,000円とし、年会費は定めない。

- 2 直営クラブの参加費は指導者報酬、消耗品費、保険代、その他の活動費に充てる。
- 3 直営クラブの参加費は、電磁的方法により前月末日までに納入するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第21条の規定による入会又は第23条第2項

の規定による活動の再開に伴う初回の納入は次の各号のとおりとする。

- (1) 当月 25 日までに入会又は活動を再開した場合、翌月分を当月末日までに納入すること。
- (2) 当月 26 日以降に入会又は活動を再開した場合、翌月分及び翌々月分を翌月末日までに納入すること。
- 5 直営クラブにおいて参加費の納入が 2 か月遅延した場合は、当該参加者を退会させることができる。
- 6 認定クラブの参加費や納入方法等は、各クラブにおいて定めるものとする。ただし、参加者や保護者等の理解を得つつ、活動の運営・維持に必要な範囲で可能な限り低廉な額とし、営利を目的としてはならない。
- 7 直営クラブの参加者のうち、旭市地域クラブ参加費支援補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）第 3 条に定める要件を満たす者は、参加費の支払いを免除する。
- 8 前項の規定による参加費の免除を受けようとする者は、電磁的方法により申請をし、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 9 認定クラブの参加者に対しては、補助金要綱の定めるところにより補助金を交付する。ただし、第 7 項の規定による参加費の免除を受けた者は、当該補助金の交付対象としない。

（返金）

- 第 29 条 直営クラブの参加費は、返金しない。ただし、教育委員会が認める場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定は、第 23 条による休会又は第 24 条による退会をした場合について準用する。
 - 3 認定クラブの参加費の返金等については、各クラブで定めるものとする。

第 7 章 事故の責任

（事故等の責任）

- 第 30 条 ACC の指導者及び参加者が、活動中において施設、設備を破損し、又は亡失したときは、当該クラブの運営団体が弁償の責を負い、学校や教育委員会と連携して対応するものとする。
- 2 ACC の指導者及び参加者が、活動中において故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、当該クラブの運営団体がその損害の賠償の責を負い、学校や教育委員会と連携して対応するものとする。

(傷害保険への加入)

第31条 指導者及び参加者はスポーツ保険（公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険又はそれと同等以上の給付があるスポーツ保険）に加入しなければならない。なお、指導者については、指導・審判を含むスポーツ活動を補償対象とする。

2 直営クラブの指導者及び参加者に係る傷害保険は、教育委員会が一括して加入する。

3 認定クラブの指導者及び参加者に係る傷害保険は、各クラブの責任において加入するものとする。

第8章 個人情報の管理

(個人情報)

第32条 教育委員会は、ACCにおける個人情報を適切に管理し、ACCの円滑な運営を目的とした場合のみ使用することができる。

2 教育委員会は、次の各号に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供することはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。

(1)業務委託先、指導者に運営上必要な範囲で開示・提供する場合

(2)法令等により開示・提供が求められた場合

3 ACCの指導者、参加者、保護者、その他関係者は、ACCの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

(同意事項)

第33条 ACCの指導者、参加者、保護者、その他関係者は、次の各号に同意しなければならない。

(1)活動中に撮影された写真・映像及び記事の肖像権等について、教育委員会が広報（新聞・テレビ・インターネット・パンフレット等）の目的で使用する。

(2)参加者が無断で欠席した場合又は活動中に怪我や体調不良があった場合は、緊急連絡先である保護者に連絡する場合があること。

第9章 その他・附則

(その他)

第34条 この規約に定めるもののほか、A C Cの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(附則)

この規約は、令和8年9月1日から施行する。